

改正債権法の要点解説（2）

—債務不履行・契約解除・危険負担—

改正債権法の要点解説第2回では、「債務不履行」「契約の解除」「危険負担」の改正点について説明します。債務不履行は、債務者が本来なすべき債務を履行しないという、債権の効力が最も顕在化する場面での基本的規律を定めたものであり、契約の解除は、契約の拘束力から当事者が一方的に脱する場合の規律を、また、危険負担は、契約における一方の債務が履行できなくなったときの他方の債務の帰趨についてのルールを規定したものです。いずれも、債権法の基本となる重要な分野であり、学説の進展や判例の蓄積を踏まえた改正がされています。

第1 債務不履行

- 1 債務不履行とは、債務者が本来なすべき債務の履行をしないことをいいます（§ 415 I¹）。

債務不履行に関連する事項についても、いくつか重要な改正がされています。

以下、実務への影響が考えられる点を中心に解説します。

2 履行不能

(1) 改正の経緯

履行不能は、債務不履行の類型の一つで、債務の履行が不可能になったことをいいます。例えば、預かっていた骨董品を失火によって焼失させてしまい、返却ができなくなってしまった場合などです。

この履行不能についての改正前の民法の規定は「債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったとき」は損害賠償ができる（改正前§ 415 後段）、という簡単なもので、履行不能の要件及び効果の多くは解釈に委ねられていました。

今回の改正では、新たな規定を設け（§ 412 の 2）、従前解釈上争いがあった履行不能の要件等を明確化しました。

¹ 本文中の条文は、特に断りのない限り改正法の条文を意味します。なお、改正法の条文については、<http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf> をご参照ください。



(2) 改正の概要

ア 改正法は、以下の点を定めました。

- ① 履行が「不能」か否かは、「債務の発生原因」及び「取引上の社会通念」に照らして判断されること（§412の2I）。
- ② 契約成立時に債務の履行が不能の場合も、損害賠償ができること（§412の2II）。

イ 不能の判断基準（上記①）について

改正前民法には規定されていなかった不能の判断基準を明らかにしたものです。このような要素に基づき判断されること自体は改正前も解釈上異論のないところでした。このため、改正による実務の影響は限定的との見方もありますが、基準が明文化されたことにより、裁判所が不能か否かを判断する際に従前以上に多様な要素が考慮されることになるなど、実務に一定の影響を与えるものと考えられます。

ウ 原始的不能（上記②）について

改正前における伝統的な通説的見解は、履行不能は後発的不能、すなわち、債権の成立のとき（契約に基づく債権であれば、当該契約の成立時）には履行が可能であり、その後不能となる場合に限られるとし、債権成立前からの不能（原始的不能）の場合²は、履行不能の問題とはならず、原始的不能の契約はそもそも契約として成立せず無効と解していました。

この見解に対しては、契約内容は目的物の物理的存在ではなく、当事者が契約においてその目的物に与えた意味等の実質面から考えられるべきであり、物質面を重視するのは相当でない等の批判がありました。

今回の改正では、原始的不能の契約も有効としたうえで、債権者は債務者に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求をなすうることとしました。その損害賠償の範囲等については、次の3項で説明します。

3 債務不履行による損害賠償請求

(1) 改正の経緯

債務不履行があった場合、債権者は債務者に損害賠償の請求をすることができます。この点を規定した改正前§415前段は「債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」とするのみで、多くが解釈に委ねられていました。そこで、今回の改正により、明確になっていなかった損害賠償請求の要件等を明文

² 建物の売買の契約締結前に、すでにその建物が焼失していた場合など

化しました。

(2) 改正の概要

改正法は以下の点を定めました。

- ① 債務者に「帰責事由」がなければ、債務者は免責されること（§ 415 I 但書）。
- ② 帰責事由の判断は、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念」を基準とすること（§ 415 I 但書）。
- ③ 債務の履行に代わる損害賠償（填補賠償）を請求できる場合を列挙したこと（§ 415 II）。

ア 帰責事由（上記①②）について

改正前民法は、履行不能以外、債務者の責に帰すべき事由（帰責事由）について特段の規定は設けられていませんでしたが、判例・通説は、損害賠償請求のためには債務者に帰責事由が必要と解していました。

これに対し、改正法は、債務不履行一般に帰責事由が求められることを明文化し、帰責事由の不存在は債務者側が主張立証しなければならないこととしました。

また、帰責事由の内容について、従前の伝統的見解は、「債務者の故意・過失」を意味すると解していましたが（過失責任の原則）、改正法は、帰責事由の有無は契約の趣旨に照らして判断されるべきとの立場に拠ることを明らかにしました。

これらの改正が実務に与える影響ですが、帰責事由の主張立証責任の明確化は、裁判実務の上では一定の影響が存するものと解されます。また、帰責事由の判断基準が明確化されたことにより、裁判所が帰責事由の有無について、従前より多様な要素を考慮して判断することになるといった影響が考えられます。

イ 填補賠償（上記③）について

損害賠償の内容として、債務の履行に代わる損害賠償（填補賠償）を請求できる場合を、以下のとおり明確化しました。

- ① 履行不能の場合（§ 415 II ①）
- ② 履行拒絶の場合（§ 415 II ②）
- ③ 契約解除の場合（§ 415 II ③前段）
- ④ 解除権発生の場合（§ 415 II ③後段）

(ア) 上記①（履行不能）について

原始的不能・後発的不能を問わず、履行不能の場合、填補賠償の請求ができる旨を定めたものです。

前述（2項(2)ウ）のとおり、改正前における伝統的な見解は、履行不能は後発的不能に限られ、原始的不能の場合は履行不能は問題とならず、契約が単純

に無効となると解していました。もっとも、この考えを徹底すると、そのような契約を有効と信じて取引に入った者が損害を受けたとしても、債務者は債務不履行に基づく賠償の責を何ら負わないということになり、公平性を害する結果を招きます。そこで、原始的不能の契約においては、債務者は取引の相手方に不測の損害を被らせないようにする信義則上の義務を負っているとし、この義務違反を理由に、その契約を有効と信じたことによって生じた損害（信託利益）を賠償する責任を負うと考えられていました（契約締結上の過失の理論）。今回の改正では、原始的不能の契約も有効とされ、債権者は債務者に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として、§ 415 II ①に基づき、填補賠償を請求できることとなりました。填補賠償は、上述の信託利益より一般に賠償の範囲が広がる（履行利益、すなわち契約が履行されていたら債権者が得ることができた利益とされる）ことから、今回の改正により、原始的不能の契約の場合の損害賠償の内容が、従前の伝統的見解におけるそれよりも広くなり、取引の相手方（債権者）に有利に働かうこととなります。また、原始的不能の契約が有効とされることから、同契約の解除も可能となります。契約の解除により、債権者は、自らの債務³を免れる一方、債務者に対し、填補賠償を求めることができます（§ 415 II ③前段）。

(イ) 上記②（履行拒絶）について

確定的な履行拒絶は履行不能と同視しうるとして填補賠償を明文で認めることとしたものです。

(ウ) 上記③（契約解除）について

この点は改正前から異論なく填補賠償が認められていたものです。

(エ) 上記④（解除権の発生）について

これは、法定解除に値する債務不履行が認められる場合⁴には形式的に解除を求めめるのではなく賠償を認めることとしたものです。

(オ) 実務への影響

上記②の履行拒絶の場合、また、上記④の解除権発生の場合、債権者は、契約を解除することなく填補賠償を請求しうることとなります。他方、この段階ではまだ、債務者の履行は不能とはなっていないので、債権者は、債務者に対して、履行の請求をすることもできます。このように、②④の場合、履行請求と損害賠償請求のどちらを選択するかという問題が生ずることになり、債権

³ 上記注1の設例においては、債権者（買主）の代金支払債務

⁴ 履行遅滞後に債権者が履行の催告をしたにもかかわらず、相当期間を経過してもなお債務者が履行をしなかった場合など

者は取引の具体的内容・状況等に応じて、どちらを選択した方が利益になるか等の観点からの判断が求められることとなります。

4 その他の改正

上述のもののほか、以下のような改正がされています。いずれも、従前より異論がなかったところを明文化したもので、実務への影響は大きくないと考えられます。

(1) 履行遅滞

不定期限の場合、「期限の到来を知ったとき」または「期限到来後履行の請求を受けたとき」（新設）のいずれか早い時から遅滞の責を負う（§ 412 II）

(2) 受領遅滞

目的物保存義務の明確化（自己の財産に対するのと同じの注意）（§ 413 I）

(3) 過失相殺

債務の不履行「又はこれによる損害の発生若しくは拡大」との文言追加（§ 418）

(4) 代償請求権

債務の履行不能と同一の原因によって、債務者が目的物の代償である権利又は利益⁵を受けたときは、債権者はその受けた損害の額の限度において、その利益等の償還を請求できるものとした（§ 422 の 2）

第2 契約の解除

1 解除制度の趣旨の転換

改正前民法においては、伝統的な通説的見解を背景として、契約の解除には債務者の帰責事由が必要とされていました。契約の解除は債務不履行の効果の一つであり、債務不履行に基づく損害賠償請求と同様に、債務者に帰責事由のあることが必要とされていたのです。しかし、改正法は、解除を債務者に対する責任追及の手段とするのではなく、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放する手段として位置付けています。解除制度の趣旨を転換したことによって、契約を解除するにあたり債務者に帰責事由のあることは不要となりました。

2 解除要件の見直し

(1) 改正法は、契約の解除を催告による解除と催告によらない解除とに分けて規定し、それぞれについて解除が認められる要件を定めています。

(2) 催告による解除

⁵ 第三者に対する損害賠償請求権・保険金（保険金請求権）等

当事者の一方がその債務を履行しない場合に、相手方が相当期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、相手方は契約を解除することができます（§ 541）。催告による解除が認められることは、改正前民法と変わるところはありませんが、改正法は、それに加えて、「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」は、解除することができないとしています（同但書）。従来の裁判実務を踏まえて、不履行の程度や態様が軽微であるときは、契約の解除までは認めず、損害賠償その他の救済手段で満足すべきとしたのです。

(3) 催告によらない解除について

改正前民法は、定期行為の履行遅滞（改正前 § 542）及び履行不能（同 § 543）について、催告によらない解除を認めていました。改正法は、これらに加えて、債務の不履行により契約の目的を達することができない場合にも、催告によらない解除を認めます（§ 542）。具体的には、「債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき」（同 I ②）、「債務の一部が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき」（同 I ③）、「前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき」（同 I ⑤）は、催告によることなく契約を解除することができます。なお、542 条 1 項 5 号は、いわゆる受け皿規定ですが、具体的にどのような場合がこれに当たるかは、事例の集積と共に今後の解釈に委ねられることとなります。

(4) まとめ

以上を前提として契約の解除についてまとめると、以下のとおりとなります。

まず、契約をした目的を達することができないと認められる程度に債務の履行がなされない場合には、債権者は催告によらず契約を解除することができます（§ 542）。他方、債務不履行がそこまで至らない場合には、催告をした上で契約を解除することができます。ただし、そのような場合であっても、不履行の程度が軽微であるときは、解除が認められないのは前述のとおりです（§ 541）。

なお、債務不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合には、債権者は契約を解除することはできません（§ 543）。

第 3 危険負担

1 改正の経緯

契約に基づき生じた債務の履行が不能となった場合において、その反対債務の帰趨

を定めるのが危険負担です。改正前民法における通説的な理解は、履行不能が債務者の責めに帰すべき事由に基づく場合は解除制度の適用があり、債務者の責めに帰すべき事由に基づかない場合は危険負担の適用があるとして、それぞれの適用領域を区別していました。ところが、改正法では、債務者の責めに帰すべき事由に基づかない場合でも解除が認められることから、解除と危険負担の適用領域が重なることとなります。そこで、改正法は、適用領域の重複を回避するために、危険負担の効果について見直しを行いました。

2 危険負担の効果について

- (1) 改正法は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、「債権者は、反対給付の履行を拒むことができる」としました（§ 536 I）。改正前民法は、このような場合、「債務者は、反対給付を受ける権利を有しない」として、債権者の反対債務が消滅するものとしており（改正前 § 536）、これをそのまま維持すると改正法で解除を認めたことが無意味となります。そこで、改正法は、反対債務は当然には消滅せず、反対給付の履行を拒むことができるとしたのです。債権者は、反対債務を確定的に消滅させるためには、541条又は542条に基づいて、契約を解除する必要があります。
- (2) 債権者の責めに帰すべき事由により履行不能となった場合の反対債務の規律についても、基本的には改正前民法と変わることはありませんが、履行拒絶権を定めた 536 条 1 項と平仄を合わせ、債権者は「反対給付の履行を拒むことはできない」としています（§ 536 II）。

3 その他の改正

従来より批判の大きかった、特定物の物件の移転等における債権者主義を定めた改正前民法 534 条は廃止されました。他方、売買目的物の滅失等に関する危険の移転時期について、規定が新設されました（§ 567）。後者については、売買に関する解説の折に詳しく説明します。

（執筆者 弁護士 柴田 祐之 本山 正人）